

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な事業が実施され、道路・生活環境等の基盤整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として若者の流出や少子高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師不足等による地域医療の衰退、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して、食糧や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている国民共通の財産として、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域でもある。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、継続して過疎地域の振興を図り、そこに暮らせる地域として日本の原風景や文化を健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与することから、引き続き現在のみなし過疎地域を含めた、総合的な過疎対策を充実強化することが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月29日

田辺市議会

(提出先)

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣